

令和6年度「吉野・高野・熊野の国」事業世界遺産登録20周年記念事業業務委託について、次のとおり企画提案書の提案者を募集するので公告する。

令和6年9月4日

「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会  
会長 佐波 斉

## 1 業務概要

### (1) 業務名

令和6年度「吉野・高野・熊野の国」事業世界遺産登録20周年記念事業業務委託

### (2) 募集する業務の内容

別紙仕様書のとおり

### (3) 委託上限額

金10,798,040円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む。）

### (4) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

### (5) 事務局（担当課）

「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会事務局

〒514-8570 三重県津市広明町13

三重県地域連携・交通部南部地域振興局東紀州振興課内

TEL：059-224-2193 ・ FAX：059-224-2418

## 2 応募資格要件等

単独又は共同提案によるものとする。

### ア 提案者の資格

- ① 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ② 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ③ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑤ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはそ

- の者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- ⑥ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
  - ⑦ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
  - ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
  - ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
  - ⑩ 三重県、奈良県、和歌山県にかかる入札参加資格停止又は落札資格停止の期間中でないこと。
  - ⑪ 企画・実施までの業務を履行できる者であり、過去5年間(平成31年4月1日から令和6年3月31日まで)に国又は地方公共団体(協議会等を含む)と同種類別の企画・運営業務の契約を締結し、これを誠実に履行した者であること。
  - ⑫ 「吉野・高野・熊野の国」事業業務委託選定審査委員会の委員でないこと。

#### イ 共同提案者の提案資格等

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 必ず幹事者を決め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、幹事者の印は契約時に使用するものと同一とすること。  
また、業務の履行方式に応じた「特定委託業務共同企業体協定書」(様式1-2-1若しくは1-2-2)を提出すること。  
※「分担履行型」(様式1-2-1)… 1つの業務について、さらに複数の細業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を、責任を持って履行する方式  
「共同履行型」(様式1-2-2)… 1つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する方式
- ② 複数のJVに所属することはできない。また、JVに所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ③ 幹事者については前項①～⑫、共同提案者については前項①～⑩・⑫に該当することが必要である。
- ④ 幹事者及び共同提案者を変更することはできない。  
※ 「参加意向申出書」の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、参加意向申出書受付期間内に「参加意向申出書記載事項変更届出書」(様式1-3)を添えて、改めて「参加意向申出書」を提出すること。

#### ウ 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 上記(ア)及び(イ)の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- ② 複数の提案書等を提出したとき。

- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- ⑤ 提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥ そのほか不正な行為があったとき。

### 3 公募手続きの日程等

手続き等	期間・期日・期限	場所等
参加意向申出書の受付期限	令和6年9月17日（火） 15時まで	〒514-8570 三重県津市広明町13 三重県地域連携・交通部南部地域振興局
企画提案書に関する質問の受付期限	令和6年9月9日（月） 15時まで	東紀州振興課内 TEL：059-224-2193 FAX：059-224-2418
企画提案書の受付期間	令和6年9月24日（火） 15時まで	E-mail: hkishu@pref.mie.lg.jp
企画プロポーザル実施・決定通知	※企画提案書による書面審査のみ	
委託予定事業者の決定	令和6年9月下旬	
契約締結	令和6年9月下旬～ 令和6年10月上旬	

### 4 その他

- ・本件業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された提案書等は返却しない。
- ・本件業務の詳細は、募集要領の示すところによる。
- ・審査結果については、審査終了後速やかに書面により参加事業者に通知する。なお、審査結果は公表しない。また、審査の結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。
- ・募集要領及び仕様書は、三重県地域連携・交通部南部地域振興局東紀州振興課内「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会事務局（三重県庁2階）で配付するほか、三重県ホームページでもダウンロードできる。
- ・本公募型プロポーザルは、提案書等を評価し、業務を委託するうえで最も適した「受託者」を選ぶものであり（「企画提案そのもの」を選ぶものではない）、企画及び運営の業務については契約締結時に改めて当実行委員会事務局等との協議のもと進めることとする。